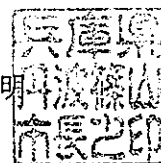


丹波篠山市告示第 68 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 7 月 24 日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
寺内地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和元年 7 月 16 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
経営体数 1 経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
中心経営体はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方  
【農地】現在の農業者で維持するよう努力する。  
【農作業】地域内の農業者に委託。大規模農業者に委託。  
【機械・施設】個人所有の機械を有効活用する。  
【担い手】定年後の農業者に期待する。さらに非農業者の定年後の活動に期待する。  
【その他】地域の非農業者と共に農地・作付けを維持する。